

第4編 雪害対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある豪雪に対処するため、近年の社会構造の変化等を踏まえ、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を雪害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第4編「雪害対策編」として、大規模な雪害に対処すべき事項を中心に定める。
- (2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」の基本的事項を定め、雪害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- (3) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第2節	防災の基本方針	16
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第2章 災害予防計画

第1節 雪害に強いむらづくり

第1 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う村機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行う。

第2 計画

1 雪害に強いむらづくり

(1) 村

ア 雪害に強いむらの形成

- (ア) 雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害、土砂災害を防止するため危険地域の調査や、それに対応するための事業等を推進する。
- (ウ) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急道路確保について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関してあらかじめ所要の体制を確立することとし、必要に応じて除雪機械等の増強を図る。
また応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。
- (エ) 住民に対しては、区長の協力のもと、地区、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。なお、その際、住民の所有する除雪機を使って効率的な機械除雪ができる場合は、その経費について村が助成を行っていく。
- (オ) 学校においては、児童生徒の生命・身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。
- (カ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。
- (キ) 道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路の整備を図る。
- (ク) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (ケ) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。
- (コ) 村、県及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれ

る場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

(サ) 村は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなったときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

(シ) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

(ス) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

イ 雪害に強い建築物等の安全性

(ア) 不特定多数の者が利用する建築物、並びに学校、医療機関等応急対策上重要な建築物については、安全性の確保に特に注意する。

(イ) 豪雪による屋根からの雪の落下防止等の対策を図る。特に、空き家の屋根雪が、周辺道路や施設に被害を及ぼすことがあるため、日ごろより所有者への指導に努める。

(ウ) 文化財等の所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

(エ) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

(オ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

(カ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(2) 住民

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるので、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近くの狭あい集落道、歩道等については自力除雪に努める。

2 道路交通の確保

(1) 村

ア 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、村及び県、関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

イ 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、村及び県、関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

- ウ 豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- エ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。
- オ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。
- カ 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は、人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- キ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

【参考】除雪体制

路線名	除雪区間	担当者	行政区
県道新田松本線・県道新田松本線バイパス	山形村境～新田	建設業者	県
県道度土合松本線	今井境～土合		
県道御馬越塩尻停車線・県道中組バイパス	塩尻市境～御馬越		
村道	主要幹線・集落道（狭あい道路等機械除雪ができない、又は極めて困難な道路は除く）	建設業者・役場職員	村

産業振興課（県道は長野県）⇒各業者へ指示

排雪場所（雪捨て場）

区分	名称	住所	備考
平常時	社会福祉協議会前	小野沢 411 付近	鎖川河川敷
平常時	松ノ木橋右岸	小野沢 1137 付近	鎖川河川敷
緊急時	入三運動広場	針尾 1159-1	状況により管理者と調整後、使用可
緊急時	スケートリンク駐車場	針尾 347	状況により管理者と調整後、使用可
緊急時	古見ふれあい親水公園	古見 1970	状況により管理者と調整後、使用可
緊急時	西洗馬運動広場	西洗馬 1709-1	状況により管理者と調整後、使用可

第2節 災害予防計画

総務課、住民福祉課

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、迅速かつ円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ防災気象情報の伝達体制、住民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 計画

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

防災気象情報の伝達は、第3編風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」の警報等伝達系統のとおりであるが防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

村は、雪崩等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。（震災対策編第2章第10節「避難収容活動計画」参照）

3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるように、以下のような体制の整備を行う。

- ・ 所管施設の緊急点検体制の整備
- ・ 応急復旧のための体制の整備
- ・ 防災用資機材の備蓄
- ・ 水防活動体制の整備（水防管理者）

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第3節	情報収集・連絡体制計画	46
第4節	活動体制計画	48
第5節	広域相互応援計画	51
第6節	救助・救急・医療計画	54
第7節	消防・水防活動計画	59
第8節	要配慮者支援計画	65
第9節	緊急輸送計画	72
第10節	障害物の処理計画	78
第11節	避難収容活動計画	80
第12節	孤立防止対策	87
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第14節	給水計画	92
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第16節	危険物施設等災害予防計画	96
第17節	電気施設災害予防計画	98
第18節	都市ガス施設災害予防計画	99
第19節	上水道施設災害予防計画	100
第20節	下水道施設災害予防計画	101
第21節	通信・放送施設災害予防計画	103
第22節	鉄道施設災害予防計画	106
第23節	災害広報計画	107
第24節	土砂災害等の災害予防計画	108
第25節	防災都市計画	112
第26節	建築物災害予防計画	113
第27節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第28節	河川施設等災害予防計画	116
第29節	ため池災害予防計画	117
第30節	農林水産物災害予防計画	119
第31節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第32節	防災知識普及計画	124
第33節	防災訓練計画	128
第34節	災害復旧・復興への備え	131
第35節	自主防災会等の育成に関する計画	132
第36節	ボランティア活動の環境整備	137
第37節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第 38 節 観測・予測体制の充実

建設環境課

第 1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量等雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による住民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第 2 計画

1 村

ア 観測、観測予測体制の充実強化

- (ア) 降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存整理を行う。
- (イ) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存、整理する。
- (ウ) 長野地方気象台からの情報収集のほか、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。
- (エ) 冬期における運行規制及び気象情報、路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。
- (オ) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (カ) インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 雪害直前活動

総務課、住民福祉課、建設環境課

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 対策

1 警報等の住民に対する伝達活動

防災気象情報を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

(1) 村

- ア 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、気象状況を常に把握し、注意報・警報等情報の収集に努める。
- イ 村において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

(2) 住民

以下のような異常を発見した者は、直ちに村長又は警察官に通報する。

- ア 気象関係
各地区による豪雪の気象現象
- イ 水象関係
河や湖沼の水位の異常な上昇。水路への雪の堆積

2 住民の避難誘導対策

雪害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(1) 村

- ア 雪害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、気象状況等に十分注意し、雪による家屋の倒壊や雪崩危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して避難のための指示等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。
- イ 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。
- ウ 住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- エ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、要配慮者に対して配慮するよう努める。

オ 避難所及び避難路の所在、雪崩等危険箇所のある等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。

カ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

キ 避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

(2) 住民

避難の際には、出火防止措置をとった上、食糧、日用品等の備蓄物資を携行する。

資料 警報の基準

「第3編風水害対策編 第3章」の警報の種類及び発表基準に準ずる。

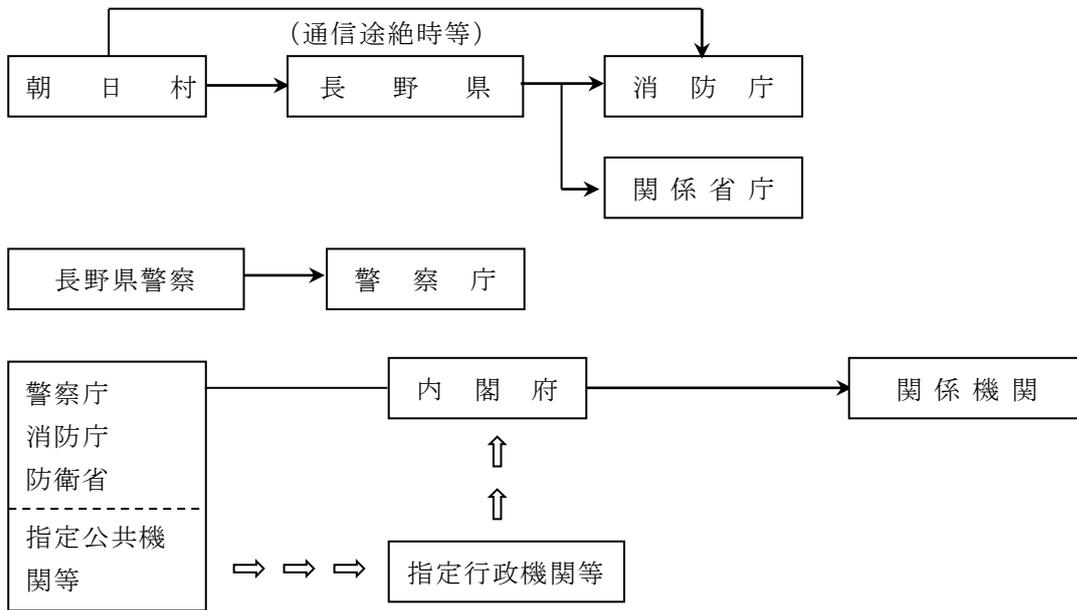
資料 警報の伝達

「第3編風水害対策編 第3章」の警報等伝達系統に準ずる。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第2節	災害情報の収集・連絡活動	155
第3節	非常招集職員の活動	166
第4節	広域相互応援活動	180
第5節	ヘリコプターの運用計画	185
第6節	自衛隊災害派遣活動	189
第7節	救助・救急・医療活動	195
第8節	消防・水防活動	198
第9節	要配慮者に対する応急活動	203
第10節	緊急輸送活動	208
第11節	障害物の処理活動	210
第12節	避難収容活動	213
第13節	孤立地域対策活動	224
第14節	食料品等の調達供給活動	226
第15節	飲料水の調達供給活動	229
第16節	生活必需品の調達供給活動	231
第17節	保健衛生、感染症予防活動	232
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第19節	廃棄物の処理活動	236
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第21節	危険物施設等応急活動	239
第22節	電気施設応急活動	242
第23節	都市ガス施設応急活動	243
第24節	上水道施設応急活動	244
第25節	下水道施設応急活動	245
第26節	通信・放送施設応急活動	246
第27節	鉄道施設応急活動	247
第28節	災害広報活動	249
第29節	土砂災害等応急活動	251
第30節	建築物災害応急活動	254
第31節	道路及び橋梁応急活動	256
第32節	河川施設等応急活動	257
第33節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第34節	ため池災害応急活動	260
第35節	農林水産物災害応急活動	262
第36節	文教活動	263

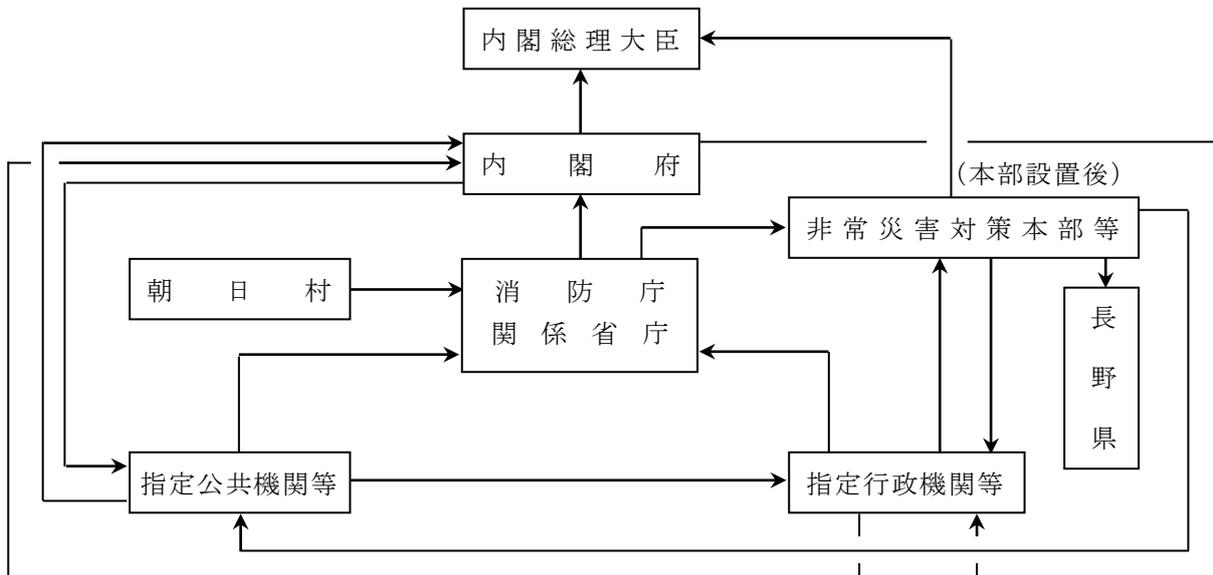
雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

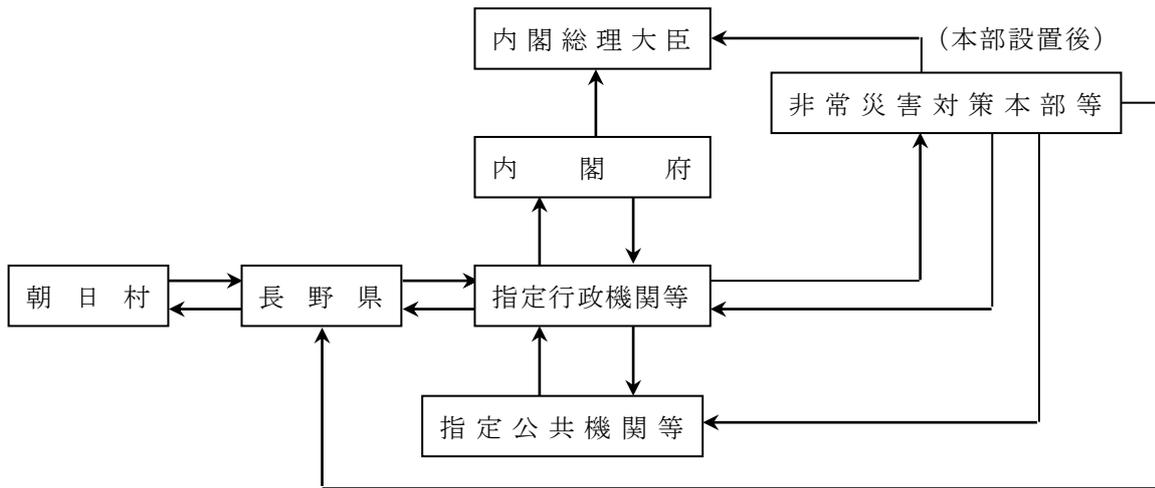


大規模な場合
(⇒ ⇒ ⇒は、指定公共機関等の場合)

(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



第5編 航空災害対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、航空運送業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また、万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期することを目的とする。

第2 計画の基本方針

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第5編「航空災害対策編」として、大規模な航空災害に対処すべき事項を中心に定める。
- (2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」の基本的事項を定め、航空災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- (3) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第2節	防災の基本方針	16
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第2章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

総務課

第1 基本方針

村は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

第2 計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 村

ア 住民から得た墜落等事故等の情報を速やかに、県へ伝達する。

第 2 節 災害応急体制の整備

総務課

第 1 基本方針

村は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。

第 2 計画

1 村

- (1) 村は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。
- (2) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。
- (3) 村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (4) 空港外の事故については、震災対策編第 2 章第 22 節「災害広報計画」に準じて体制を整備する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第3節	広域相互応援計画	51
第4節	救助・救急・医療計画	54
第5節	消防・水防活動計画	59
第6節	要配慮者支援計画	65
第7節	緊急輸送計画	72
第8節	障害物の処理計画	78
第9節	避難収容活動計画	80
第10節	孤立防止対策	87
第11節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第12節	給水計画	92
第13節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第14節	危険物施設等災害予防計画	96
第15節	電気施設災害予防計画	98
第16節	都市ガス施設災害予防計画	99
第17節	上水道施設災害予防計画	100
第18節	下水道施設災害予防計画	101
第19節	通信・放送施設災害予防計画	103
第20節	鉄道施設災害予防計画	106
第21節	災害広報計画	107
第22節	土砂災害等の災害予防計画	108
第23節	防災都市計画	112
第24節	建築物災害予防計画	113
第25節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第26節	河川施設等災害予防計画	116
第27節	ため池災害予防計画	117
第28節	農林水産物災害予防計画	119
第29節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第30節	防災知識普及計画	124
第31節	防災訓練計画	128
第32節	災害復旧・復興への備え	131
第33節	自主防災会等の育成に関する計画	133
第34節	ボランティア活動の環境整備	137
第35節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第3章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、通信の確保

第1 基本方針

村は、事故発生の情報及び被害の状況について、情報を得た場合は、速やかに情報の収集、関係機関への報告を行う。

第2 対策

1 情報の収集及び報告、応急活動対策の情報収集

(1) 村

- ア 人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から、直ちに松本地域振興局へ連絡する。
- イ 応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

村は、災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとる。

第2 活動体制

職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。被害等の規模によっては、必要に応じて、広域応援の要請を行う。発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

1 村

村の定める非常参集計画に基づき、早期参集を行うとともに、想定される災害規模により、必要に応じて災害対策本部を設置する。

第3 広域応援体制への早期対応

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、速やかに受援体制を整える。

1 村

災害の規模等により、被災地方公共団体の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、震災対策編第3章第3節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は、速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 活動

1 村

- (1) 県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関（松本広域消防本部及び村消防団）においては速やかに関係機関と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。
- (2) 災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」、第7節「消防・水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。
- (3) 多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や医師会、日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。
- (4) 被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。
- (5) 村は、災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、震災対策編第3章第3節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて第5節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより出動要請を行う。

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

村は、被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 活動

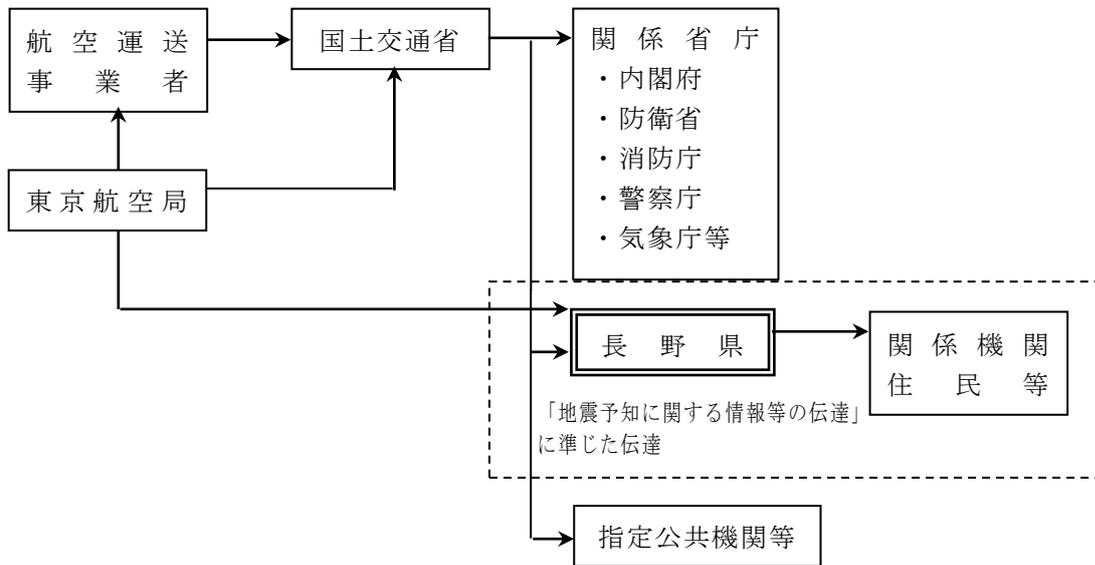
1 村

- (1) 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- (2) 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- (3) 被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報をきめ細かに正確に提供する。
- (4) 空港外で発生した事故については、震災対策編第3章第27節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。
- (5) 住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

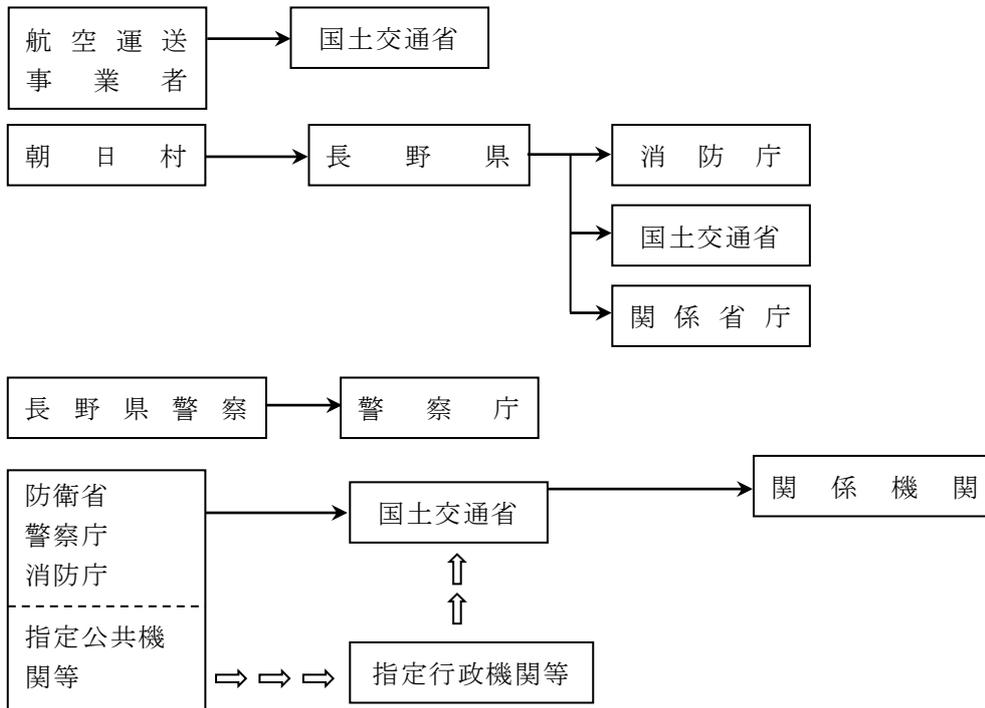
以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第5節	非常招集職員の活動	166
第6節	広域相互応援活動	180
第7節	ヘリコプターの運用計画	185
第8節	自衛隊災害派遣活動	189
第9節	救助・救急・医療活動	195
第10節	消防・水防活動	198
第11節	要配慮者に対する応急活動	203
第12節	緊急輸送活動	208
第13節	障害物の処理活動	210
第14節	避難収容活動	213
第15節	孤立地域対策活動	224
第16節	食料品等の調達供給活動	226
第17節	飲料水の調達供給活動	229
第18節	生活必需品の調達供給活動	231
第19節	保健衛生、感染症予防活動	232
第20節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第21節	廃棄物の処理活動	236
第22節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第23節	危険物施設等応急活動	239
第24節	電気施設応急活動	242
第25節	都市ガス施設応急活動	243
第26節	上水道施設応急活動	244
第27節	下水道施設応急活動	245
第28節	通信・放送施設応急活動	246
第29節	鉄道施設応急活動	247
第30節	災害広報活動	249
第31節	土砂災害等応急活動	251
第32節	建築物災害応急活動	254
第33節	道路及び橋梁応急活動	256
第34節	河川施設等応急活動	257
第35節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第36節	ため池災害応急活動	261
第37節	農林水産物災害応急活動	262
第38節	文教活動	263

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

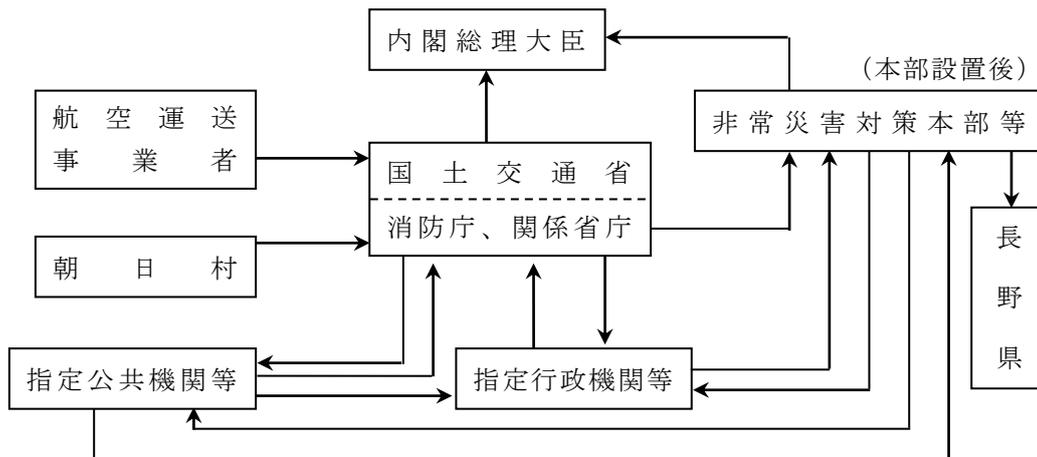


(2) 航空事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡

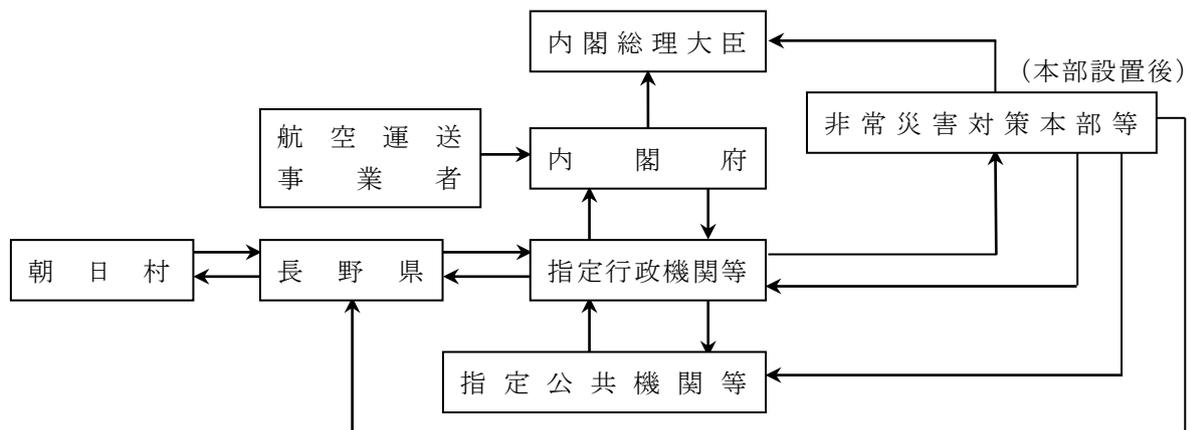


大規模な場合
(⇒⇒ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第 6 編 道路災害対策編

第 1 章 総則

第 1 節 計画作成の趣旨

第 1 計画の目的

本村には近年、道路や橋梁が大規模に影響を受けた災害はないが、自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

第 2 計画の基本方針

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第 6 編「道路災害対策編」として、大規模な道路災害に対処すべき事項を中心に定める。
- (2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」の基本的事項を定め、道路災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- (3) この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 2 節	防災の基本方針	16
第 3 節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第2章 災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

建設環境課

第1 基本方針

自然災害、事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知をすることが求められる。

第2 計画

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 村

道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 道路（橋梁等を含む）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される、この対策として、各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について、自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

第2 計画

1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 村

ア それぞれの施設整備計画により、災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

イ 自然災害・事故等が発生した場合に、救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備し関係者への的確な情報伝達活動を行う。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入れ状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

第2 計画

1 災害応急体制の整備

(1) 村

ア 村は、村地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第4節	広域相互応援計画	51
第5節	救助・救急・医療計画	54
第6節	消防・水防活動計画	59
第7節	要配慮者支援計画	65
第8節	緊急輸送計画	72
第9節	障害物の処理計画	78
第10節	避難収容活動計画	80
第11節	孤立防止対策	87
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第13節	給水計画	92
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第15節	危険物施設等災害予防計画	96
第16節	電気施設災害予防計画	98
第17節	都市ガス施設災害予防計画	99
第18節	上水道施設災害予防計画	100
第19節	下水道施設災害予防計画	101
第20節	通信・放送施設災害予防計画	103
第21節	鉄道施設災害予防計画	106
第22節	災害広報計画	107
第23節	土砂災害等の災害予防計画	108
第24節	防災都市計画	112
第25節	建築物災害予防計画	113
第26節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第27節	河川施設等災害予防計画	116
第28節	ため池災害予防計画	117
第29節	農林水産物災害予防計画	119
第30節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第31節	防災知識普及計画	124
第32節	防災訓練計画	128
第33節	災害復旧・復興への備え	131
第34節	自主防災会等の育成に関する計画	133
第35節	ボランティア活動の環境整備	137
第36節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第3章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第2 活動

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 村

ア パトロール等による巡視の結果や通報、村防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

イ 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

村は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第2 活動

1 救急・救助活動

(1) 村

震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

村は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため法令及び防災計画並びに防災計画に定めるところによって、その活動体制に万全を期する。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知せしめる。

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐため、交通規制等を実施する。

第2 活動

1 道路管理者等の応急活動の実施

(1) 村

行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 村

必要物資等について速やかに県に要請する等、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。また、被災者家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報をきめ細かに正確に提供する。

第2 活動

1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 村

県及び関係機関と連携し、道路事故災害の状況、安否状況、医療機関等の状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図る。

第2 活動

1 迅速な道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

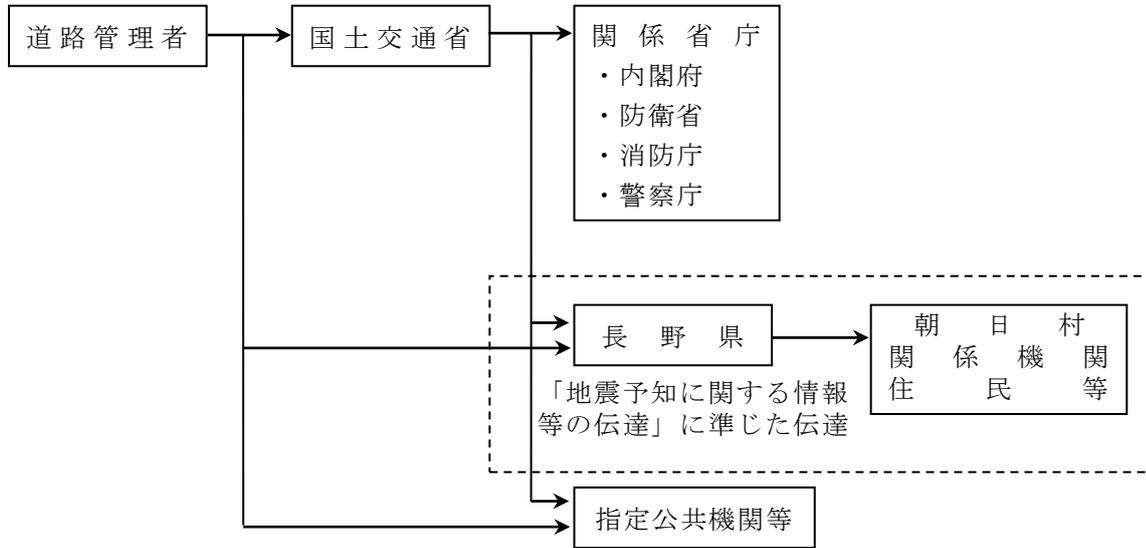
(1) 村

パトロール等の点検結果等をもとに、速やかに被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

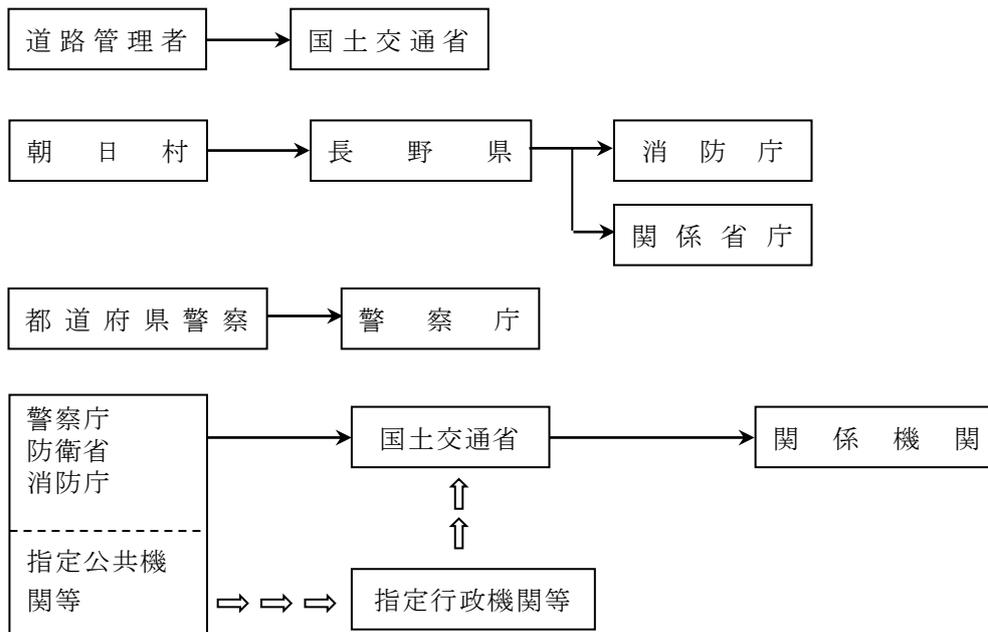
以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第6節	非常招集職員の活動	166
第7節	広域相互応援活動	180
第8節	ヘリコプターの運用計画	185
第9節	自衛隊災害派遣活動	189
第10節	救助・救急・医療活動	195
第11節	消防・水防活動	198
第12節	要配慮者に対する応急活動	203
第13節	緊急輸送活動	208
第14節	障害物の処理活動	210
第15節	避難収容活動	213
第16節	孤立地域対策活動	224
第17節	食料品等の調達供給活動	226
第18節	飲料水の調達供給活動	229
第19節	生活必需品の調達供給活動	231
第20節	保健衛生、感染症予防活動	232
第21節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第22節	廃棄物の処理活動	236
第23節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第24節	危険物施設等応急活動	239
第25節	電気施設応急活動	242
第26節	都市ガス施設応急活動	243
第27節	上水道施設応急活動	244
第28節	下水道施設応急活動	245
第29節	通信・放送施設応急活動	246
第30節	鉄道施設応急活動	247
第31節	災害広報活動	249
第32節	土砂災害等応急活動	251
第33節	建築物災害応急活動	254
第34節	道路及び橋梁応急活動	256
第35節	河川施設等応急活動	257
第36節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第37節	ため池災害応急活動	261
第38節	農林水産物災害応急活動	262
第39節	文教活動	263
第40節	ボランティアの受入れ体制	267
第41節	義援物資、義援金の受入れ体制	269
第42節	災害救助法の適用	270

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

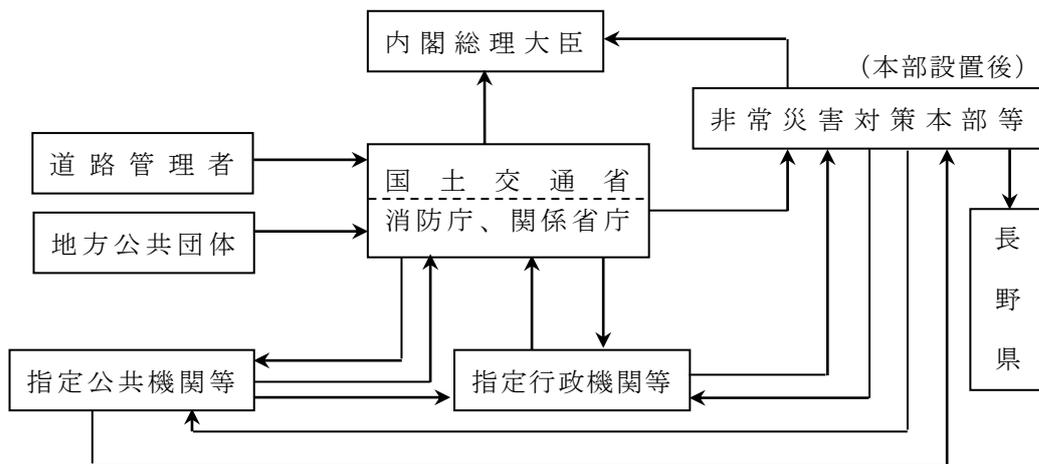


(2) 道路事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡

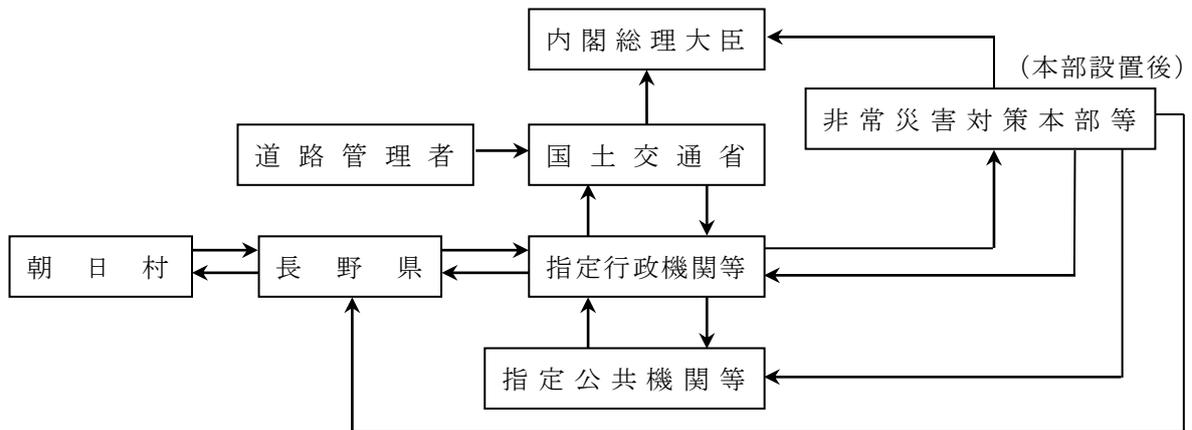


大規模な場合
(⇒⇒ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第7編 鉄道災害対策編

※村内を通過している鉄道はないが、広域相互応援協定により災害対策活動を実施する可能性があるため計画した。

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、松本広域消防局と協力して予防活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2章 災害予防計画

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

村は、県及び関係機関と、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、体制をあらかじめ整備しておく。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策支援等を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入れ体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

第2 活動

- 1 松本広域消防局・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- 2 近隣で発災した際の応援方法について、事前に定めておく。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第3節	広域相互応援計画	51

第3章 災害応急対策計画

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

第1節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには、各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 活動

村は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整え、また、広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて応援を実施する。

第2節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 活動

村は、県及びJR東日本と緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族・一般住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第 8 編 危険物等災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 基本方針

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止することを目的とする。

第2 計画の基本方針

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第8編「危険物等災害対策編」として、大規模な危険物等災害に対処すべき事項を中心に定める。
- (2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」の基本的事項を定め、危険物等災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- (3) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第2節	防災の基本方針	16
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第2章 災害予防計画

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

総務課

第1 主な活動

[危険物関係]

村内の消防法に定める危険物施設は、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

[火薬関係]

村内には大きな火薬類取扱施設、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫はないが、事業所により火薬類の消費場所がある。

これらは火薬類取締法に基づき許可を受けており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

村内には、高圧ガス販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[毒物劇物関係]

村内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の販売業及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

第 2 計画

[危険物関係]

1 危険物等関係施設における安全性の確保

(1) 村

ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(ウ) 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置・構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

イ 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

総務課

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 計画

1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

[危険物関係]

(1) 村

- ア 村は、松本広域消防局と連携を図り、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。
- イ 早期に近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

第3節 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

総務課、産業振興課、住民福祉課

第1 計画

1 村

- (1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。
- (2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第4節	情報収集・連絡体制計画	46
第5節	活動体制計画	48
第6節	広域相互応援計画	51
第7節	救助・救急・医療計画	54
第8節	消防・水防活動計画	59
第9節	要配慮者支援計画	65
第10節	緊急輸送計画	72
第11節	障害物の処理計画	78
第12節	避難収容活動計画	80
第13節	孤立防止対策	87
第14節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第15節	給水計画	92
第16節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第17節	危険物施設等災害予防計画	96
第18節	電気施設災害予防計画	98
第19節	都市ガス施設災害予防計画	99
第20節	上水道施設災害予防計画	100
第21節	下水道施設災害予防計画	101
第22節	通信・放送施設災害予防計画	103
第23節	鉄道施設災害予防計画	106
第24節	災害広報計画	107
第25節	土砂災害等の災害予防計画	108
第26節	防災都市計画	112
第27節	建築物災害予防計画	113
第28節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第29節	河川施設等災害予防計画	116
第30節	ため池災害予防計画	117
第31節	農林水産物災害予防計画	119
第32節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第33節	防災知識普及計画	124
第34節	防災訓練計画	128
第35節	災害復旧・復興への備え	131
第36節	自主防災会等の育成に関する計画	132
第37節	ボランティア活動の環境整備	137
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第3章 災害応急対策計画

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによる。

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 対策

1 災害情報の収集・連絡活動

(1) 村

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

総務課、産業振興課、建設環境課、住民福祉課

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

第2 活動

1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

[危険物関係]

(1) 村

- ア 村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。
- イ 危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。
- ウ 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

[毒物劇物関係]

(1) 村

- ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- ウ 松本広域消防局との連携により、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。
- エ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

[タンクローリー等の横転事故関係]

(1) 村

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

- ア 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- イ 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは、通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

第3節 危険物の大量流出に対する応急対策

総務課、産業振興課、建設環境課、住民福祉課

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、村は、県及び関係機関と密接に連携をとりつつ適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 対策

1 危険物大量流出時における対応

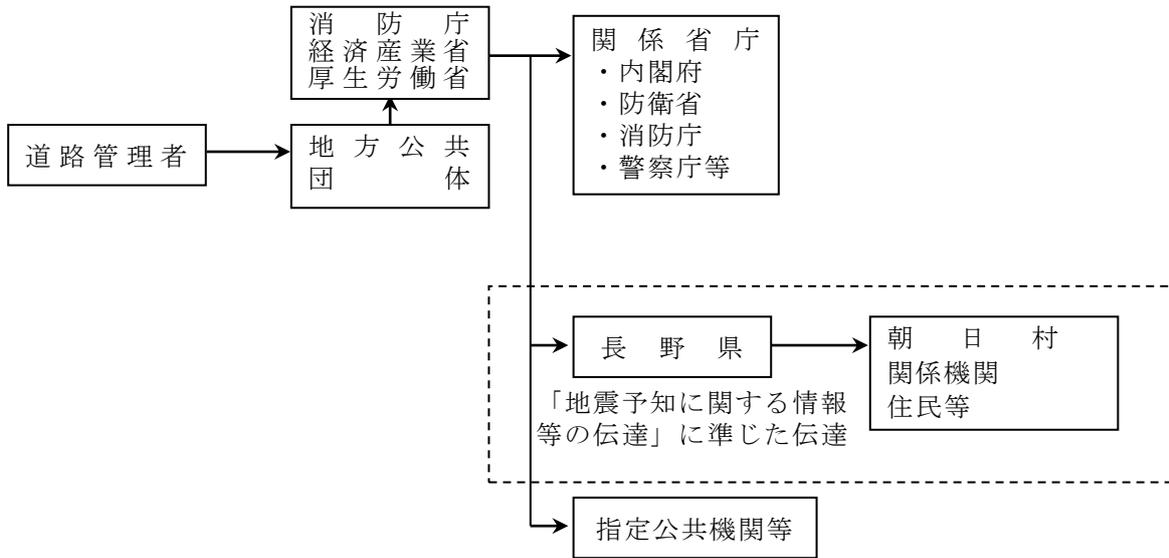
(1) 村

- ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- ウ 環境モニタリングを実施する。

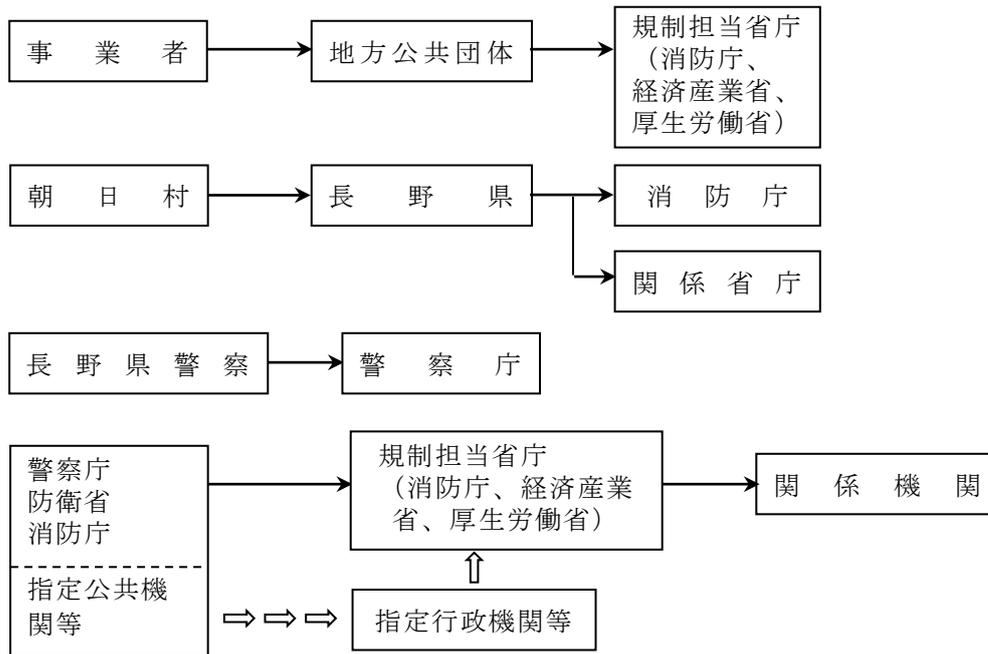
以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第4節	災害情報の収集・連絡活動	155
第5節	非常招集職員の活動	166
第6節	広域相互応援活動	180
第7節	ヘリコプターの運用計画	185
第8節	自衛隊災害派遣活動	189
第9節	救助・救急・医療活動	195
第10節	消防・水防活動	198
第11節	要配慮者に対する応急活動	203
第12節	緊急輸送活動	208
第13節	障害物の処理活動	210
第14節	避難収容活動	213
第15節	孤立地域対策活動	224
第16節	食料品等の調達供給活動	226
第17節	飲料水の調達供給活動	229
第18節	生活必需品の調達供給活動	231
第19節	保健衛生、感染症予防活動	232
第20節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第21節	廃棄物の処理活動	236
第22節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第23節	危険物施設等応急活動	239
第24節	電気施設応急活動	242
第25節	都市ガス施設応急活動	243
第26節	上水道施設応急活動	244
第27節	下水道施設応急活動	245
第28節	通信・放送施設応急活動	246
第29節	鉄道施設応急活動	247
第30節	災害広報活動	249
第31節	土砂災害等応急活動	251
第32節	建築物災害応急活動	254
第33節	道路及び橋梁応急活動	256
第34節	河川施設等応急活動	257
第35節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第36節	ため池災害応急活動	260
第37節	農林水産物災害応急活動	262
第38節	文教活動	263

危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

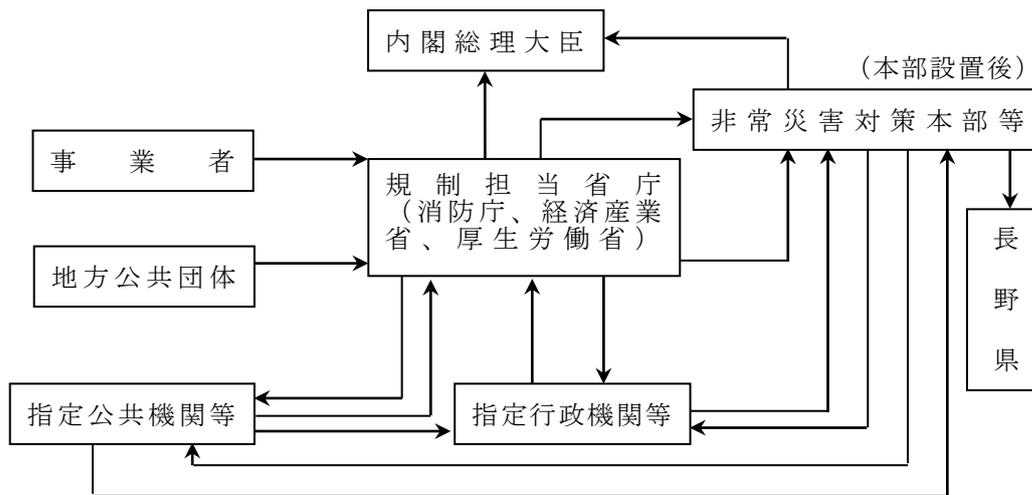


(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

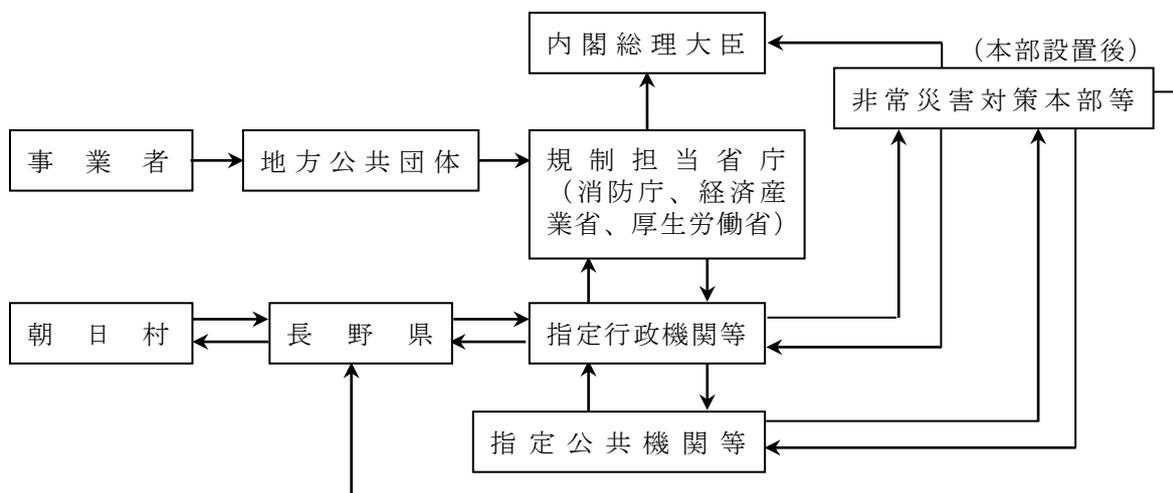


大規模な場合
(⇒⇒ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第9編 大規模な火事災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模火災に対応するため、村、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、大規模化する火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いむらづくりをすることを目的とする。

第2 計画の基本方針

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第9編「大規模な火事災害対策編」として、対処すべき事項を中心に定める。
- (2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」・「災害復旧・復興計画」の基本的事項を定め、大規模な火事災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- (3) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第2節	防災の基本方針	16
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いむらづくり

全部

第1 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いむらづくりを行う。

第2 計画

1 大規模な火事災害に強いむらづくり

(1) 村

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 村道について、県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- ウ 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いむらづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

(2) 住民

普段から防火に心がけ、火災を発見した場合には、速やかに、消防局、村に通報するとともに、消火・避難活動に協力する。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 村

- ア 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- イ 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、火災に備える。
- ウ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。
- エ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。
- オ 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

松本広域消防局発足により特殊消防機材・救急救命機材が充実されてきているが、消防団、自主防災会等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、村でも救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

第2 計画

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 村及び広域消防局

ア 広域消防局の救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図り、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設、自主防災会防災倉庫等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災会を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 村及び松本広域消防局

ア 大規模な火事災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項を定める。

- (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- (イ) 最先到着隊による措置
- (ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- (エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- (オ) 各活動隊の編成と任務
- (カ) 消防団の活動要請
- (キ) 通信体制
- (ク) 関係機関との連絡
- (ケ) 報告及び広報
- (コ) 訓練計画
- (サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的

な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関、医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 関係機関の協力を得て、訓練を適時実施する。

3 消火活動

(1) 村

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進、慣例定年の見直し等を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに頼ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 消防機関及び自主防災会等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災会の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災会の結成及び育成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災会の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

エ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防

火思想、知識の普及啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上、危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が、迅速かつ的確に実施できるよう活動計画を定める。

特に、関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防衛地域、延焼防止線の設定等の、火災防衛計画等を定める。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

4 避難誘導計画

(1) 村

ア 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。

イ 木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して、安全な空間とすることに努める。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第3節	情報収集・連絡体制計画	46
第4節	活動体制計画	48
第5節	広域相互応援計画	51
第6節	救助・救急・医療計画	54
第7節	消防・水防活動計画	59
第8節	要配慮者支援計画	65
第9節	緊急輸送計画	72
第10節	障害物の処理計画	78
第11節	避難収容活動計画	80
第12節	孤立防止対策	87
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第14節	給水計画	92
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第16節	危険物施設等災害予防計画	96
第17節	電気施設災害予防計画	98
第18節	都市ガス施設災害予防計画	99
第19節	上水道施設災害予防計画	100
第20節	下水道施設災害予防計画	101
第21節	通信・放送施設災害予防計画	103
第22節	鉄道施設災害予防計画	106
第23節	災害広報計画	107
第24節	土砂災害等の災害予防計画	108
第25節	防災都市計画	112
第26節	建築物災害予防計画	113
第27節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第28節	河川施設等災害予防計画	116
第29節	ため池災害予防計画	117
第30節	農林水産物災害予防計画	119
第31節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第32節	防災知識普及計画	124
第33節	防災訓練計画	128
第34節	災害復旧・復興への備え	131
第35節	自主防災会等の育成に関する計画	132
第36節	ボランティア活動の環境整備	137
第37節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第3章 災害応急対策計画

第1節 消火活動

第1 基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災会等と連携して迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 活動

1 消火活動

(1) 村及び松本広域消防局

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。また、関係機関及び自主防災会等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を震災対策編第3章第3節に定めるところにより行う。

村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、震災対策編第3章第4節に定めるところにより要請する。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民・自主防災会等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連

携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

(2) 住民、事業所及び自主防災会等

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災会等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講ずる。

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

第2 活動

1 村

庁舎、社会福祉施設、村診療所、村営住宅、教育施設等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第3節	災害情報の収集・連絡活動	155
第4節	非常招集職員の活動	166
第5節	広域相互応援活動	180
第6節	ヘリコプターの運用計画	185
第7節	自衛隊災害派遣活動	189
第8節	救助・救急・医療活動	195
第9節	消防・水防活動	198
第10節	要配慮者に対する応急活動	203
第11節	緊急輸送活動	208
第12節	障害物の処理活動	210
第13節	避難収容活動	213
第14節	孤立地域対策活動	224
第15節	食料品等の調達供給活動	226
第16節	飲料水の調達供給活動	229
第17節	生活必需品の調達供給活動	231
第18節	保険衛生、感染症予防活動	232
第19節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第20節	廃棄物の処理活動	236
第21節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第22節	危険物施設等応急活動	239
第23節	電気施設応急活動	242
第24節	都市ガス施設応急活動	243
第25節	上水道施設応急活動	244
第26節	下水道施設応急活動	245
第27節	通信・放送施設応急活動	246
第28節	鉄道施設応急活動	247
第29節	災害広報活動	249
第30節	土砂災害等応急活動	251
第31節	建築物災害応急活動	254
第32節	道路及び橋梁応急活動	256
第33節	河川施設等応急活動	257
第34節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第35節	ため池災害応急活動	260
第36節	農林水産物災害応急活動	262
第37節	文教活動	263

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

第2 活動

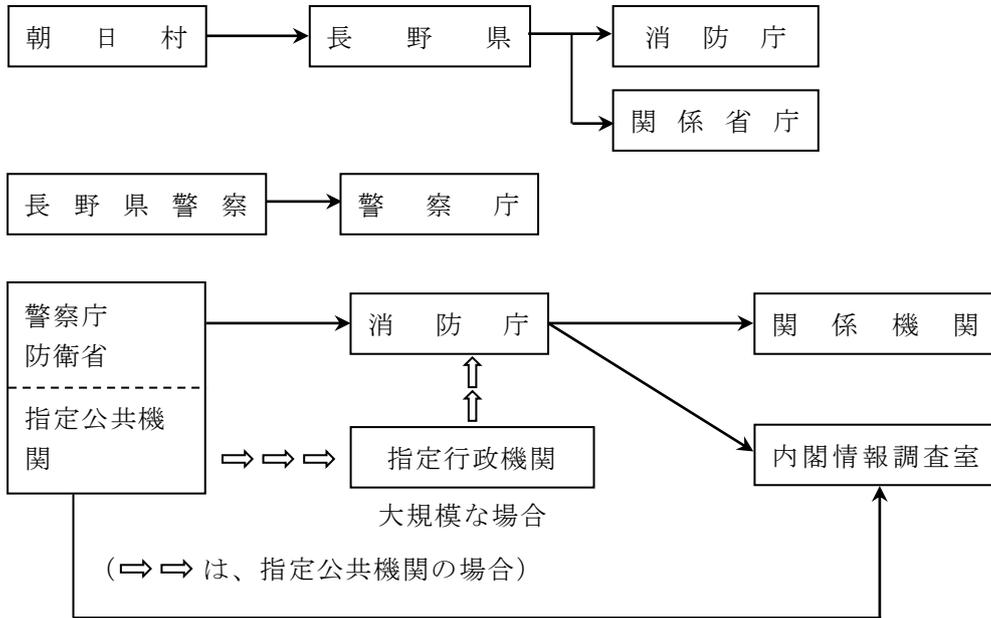
1 復興計画の作成

(1) 村

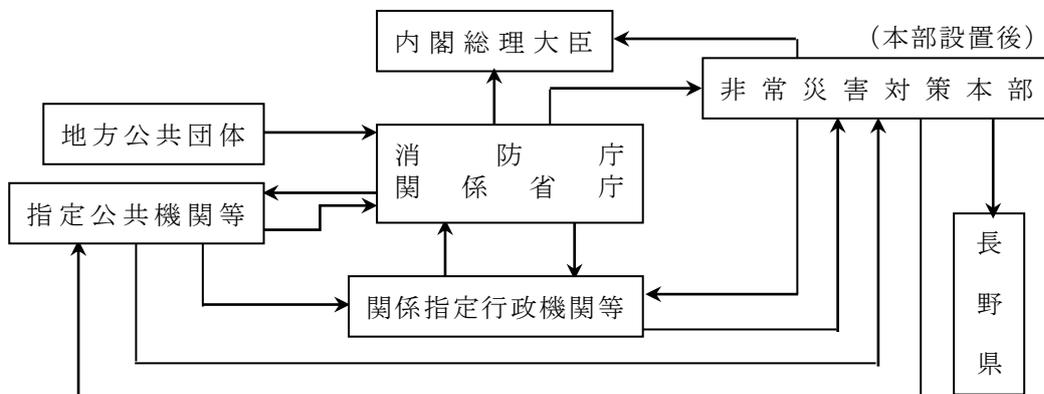
関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

大規模な火事災害における連絡体制

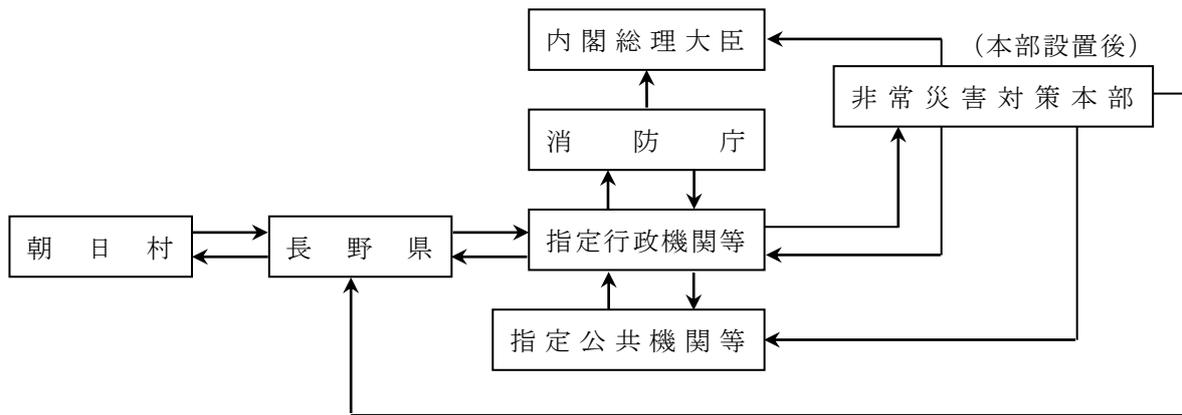
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



第 10 編 林野火災対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

県及び村は林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図ることを目的とする。

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第10編「林野火災対策編」として、対処すべき事項を中心に定める。
- (2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」・「災害復旧・復興計画」の基本的事項を定め、林野火災対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- (3) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第2節	防災の基本方針	16
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第2章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 計画

1 林野火災対策計画の確立

(1) 村及び松本広域消防局

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

ア 特別警戒実施計画

- (ア) 特別警戒区域
- (イ) 特別警戒時期
- (ウ) 特別警戒実施要領

イ 消防計画

- (ア) 消防分担区域
- (イ) 出動計画
- (ウ) 防御鎮圧要領

ウ 資機材整備計画

エ 防災訓練の実施計画

オ 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 村及び県

ア 防火思想の普及

(ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

(イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。

(ウ) 自主防災会の育成を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

(ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。

(イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。

(ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。

(エ) 自動音声警報機等の予防資機材・水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

（ア） 火の後始末の徹底

（イ） 防火線・防火樹帯の設置

（ウ） 自然水利の活用による防火用水の確保

（エ） 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。

（オ） 火災多発期における見回りの強化

（カ） 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制を整備する。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。

林業関係者、報道機関、住民等からの情報等、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第2 計画

1 防災気象情報の収集体制の整備

(1) 村

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 村及び県

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第2 計画

1 情報の収集・連絡関係

(1) 村

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 村

ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 村

ア 松本広域消防局、消防団及び自主防災会との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 村及び松本広域消防局

ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 松本広域消防局と連携し、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第4節	情報収集・連絡体制計画	46
第5節	活動体制計画	48
第6節	広域相互応援計画	51
第7節	救助・救急・医療計画	54
第8節	消防・水防活動計画	59
第9節	要配慮者支援計画	65
第10節	緊急輸送計画	72
第11節	障害物の処理計画	78
第12節	避難収容活動計画	80
第13節	孤立防止対策	87
第14節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第15節	給水計画	92
第16節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第17節	危険物施設等災害予防計画	96
第18節	電気施設災害予防計画	98
第19節	都市ガス施設災害予防計画	99
第20節	上水道施設災害予防計画	100
第21節	下水道施設災害予防計画	101
第22節	通信・放送施設災害予防計画	103
第23節	鉄道施設災害予防計画	106
第24節	災害広報計画	107
第25節	土砂災害等の災害予防計画	108
第26節	防災都市計画	112
第27節	建築物災害予防計画	113
第28節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第29節	河川施設等災害予防計画	116
第30節	ため池災害予防計画	117
第31節	農林水産物災害予防計画	119
第32節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第33節	防災知識普及計画	124
第34節	防災訓練計画	128
第35節	災害復旧・復興への備え	131
第36節	自主防災会等の育成に関する計画	132
第37節	ボランティア活動の環境整備	137
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第3章 災害応急対策計画

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

林野火災に関する注意報又は火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 活動

(1) 村及び松本広域消防局

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、林野火災に関する注意報又は火災警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

(ウ) 林野火災に関する注意報又は火災警報の住民及び入林者への周知は、広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、ホームページ、ソーシャルメディア、防災行政無線等を通じ周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

第2 活動

(1) 村

ア ヘリコプターによる偵察の要請

イ 職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 活動

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 村及び松本広域消防局

- ア 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- イ 消防本部からの県への火災即報の送信
- ウ 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 村

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第2 活動

1 村及び松本広域消防局

林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防御担当区域
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 救急救護対策
- (8) 住民等の避難
- (9) 空中消火の要請

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第2 活動

1 村

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第6節	災害情報の収集・連絡活動	155
第7節	非常招集職員の活動	166
第8節	広域相互応援活動	180
第9節	ヘリコプターの運用計画	185
第10節	自衛隊災害派遣活動	189
第11節	救助・救急・医療活動	195
第12節	消防・水防活動	198
第13節	要配慮者に対する応急活動	203
第14節	緊急輸送活動	208
第15節	障害物の処理活動	210
第16節	避難収容活動	213
第17節	孤立地域対策活動	224
第18節	食料品等の調達供給活動	226
第19節	飲料水の調達供給活動	229
第20節	生活必需品の調達供給活動	231
第21節	保健衛生、感染症予防活動	232
第22節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第23節	廃棄物の処理活動	236
第24節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第25節	危険物施設等応急活動	239
第26節	電気施設応急活動	242
第27節	都市ガス施設応急活動	243
第28節	上水道施設応急活動	244
第29節	下水道施設応急活動	245
第30節	通信・放送施設応急活動	246
第31節	鉄道施設応急活動	247
第32節	災害広報活動	249
第33節	土砂災害等応急活動	251
第34節	建築物災害応急活動	254
第35節	道路及び橋梁応急活動	256
第36節	河川施設等応急活動	257
第37節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第38節	ため池災害応急活動	260
第39節	農林水産物災害応急活動	262
第40節	文教活動	263

第4章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。
森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

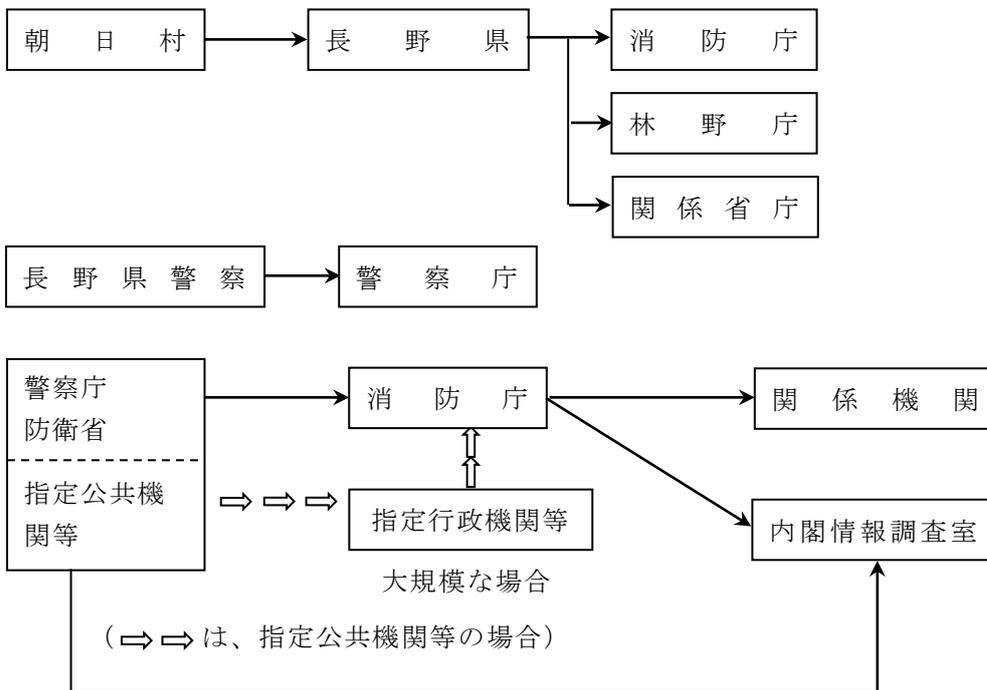
第2 活動

1 村

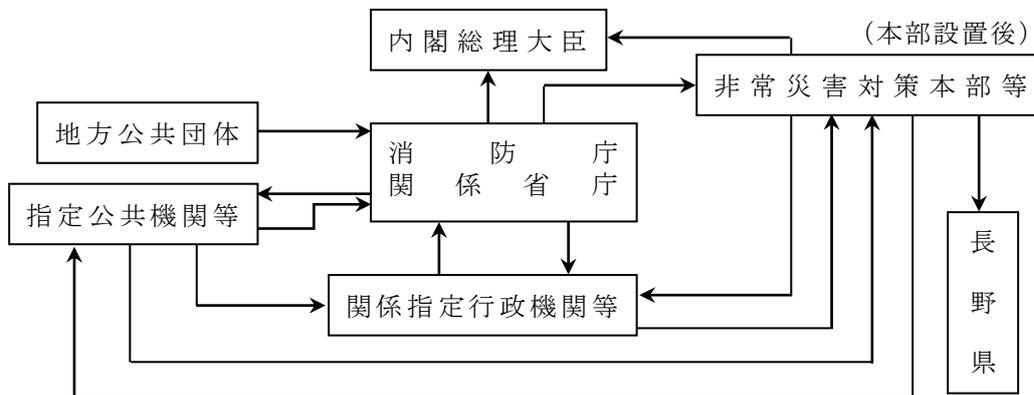
寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

林野火災における連絡体制

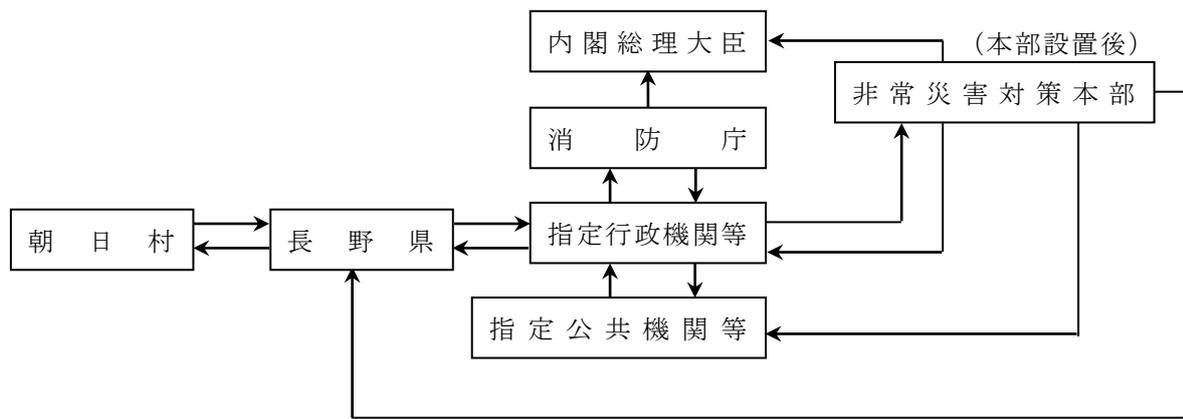
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



第 11 編 火山災害対策編

第1章 火山災害に強いむらづくり

総務課

第1 基本方針

村は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強いむらづくりを行う。県内には、おおむね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が6つあり、比較的、本村に近いのは焼岳、乗鞍岳、アカンダナ山である。これら火山は、距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害は考えられるので、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画

村は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等に関わる災害から村の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境等の変化によりライフラインへの依存度が増大し、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いむらづくりが必要となっている。

1 火山災害に強いむらの形成

- (1) 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- (2) 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努める。その際、各火山の特性を十分考慮する。
- (3) 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、避難壕その他退避施設の整備を推進する。
- (4) 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。
- (5) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (6) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- (7) 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携する。
- (8) 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

(1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

4 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施設等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

5 災害応急対策等への備え

災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

6 噴火警報レベル

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山、乗鞍岳、弥陀ヶ原 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用
噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカンダナ山、妙高山

(1) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域お よびそれよ り火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）	4 (高齢者等避難)

警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	3 (入山規制)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	1 (活火山であることに留意)

(2) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であることに留意

第2章 災害発生直前対策

総務課

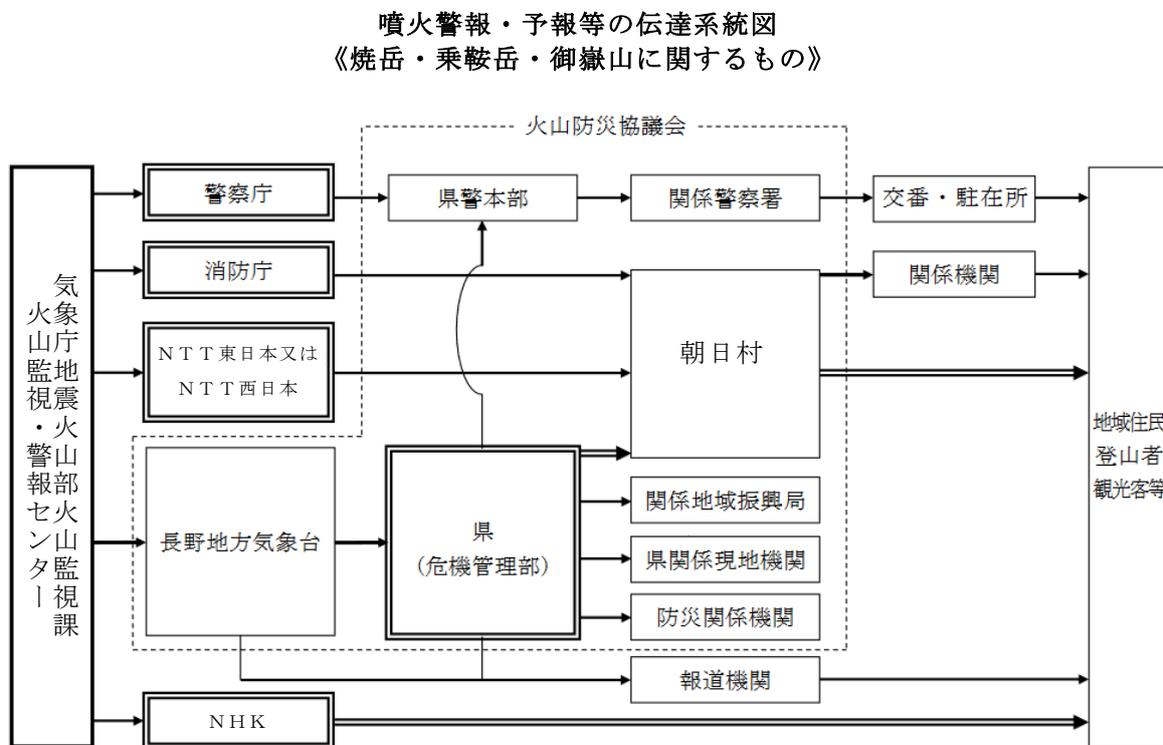
第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ住民に対する情報伝達体制、避難誘導體制を整備しておく必要がある。

第2 計画

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

火山情報等の発表の基準、伝達の経路については、以下の図のとおりであるが、村は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。



(注) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（出先機関、消防団、小中学校等）及び防災上関連のある機関をいう。

2 避難誘導體制の整備

本村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。

(避難誘導體制については震災対策編第2章第10節「避難収容活動計画」に準ずる。)

第 12 編 原子力災害対策編

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう、平常時から予防対策を実施する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第2 計画

1 モニタリング

(1) 村

県と相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 村

ア 広域的な避難に備えて、他市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

イ 施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

(1) 村

人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握に努める。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(1) 村

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力災害とその特殊性に関すること
- ウ 放射線防護に関すること
- エ 村及び県等が講じる対策の内容に関すること
- オ 屋内退避、避難に関すること
- カ 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

5 原子力防災に関する訓練の実施

(1) 村

必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、村、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2 活動

1 情報の収集・連絡活動

(1) 村

県と密に連携をして情報の把握に努める。

2 モニタリング等

(1) 村

必要に応じてモニタリング及び放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施するモニタリング及び測定が円滑に行われるよう協力する。

3 健康被害防止対策

(1) 村及び県

必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

4 住民等への的確な情報伝達

(1) 村

ア 住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

イ 必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 村

村長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

6 広域避難活動

(1) 村

村域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。また、要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

7 飲料水・飲食物の摂取制限等

(1) 村

ア 国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

イ 国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

8 県外からの避難者の受入れ活動

(1) 村及び県

ア 避難元都道府県等と連携し、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

イ 村及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報を避難者へ提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

村及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講ずる。

第2 活動の内容

1 放射性物質による汚染の除去等

(1) 村

国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて、汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 制限措置の解除

(1) 村

災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

3 風評被害等の未然防止

(1) 村

原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。